

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によつて、次の肥料の登録は失効した。

令和五年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第一二〇〇号	広島県第八四六号
肥料の種類	蒸製骨粉	副産石灰肥料
肥料の名称	蒸製骨粉	四〇・〇副産石灰
保証成分量(%)	窒素全量二・四 りん酸全量一八・八	アルカリ分四〇・〇 く溶性苦土二・〇
その他規格	その他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	株式会社シトラ スラボ 広島県広島市西区観音新町一丁目一八番一七号	アサヒミネラル工業株式会社 山口県周南市古泉一丁目一二番七号
失効年月日	令和四年八月二六日	令和四年一〇月七日